

新しい資本主義実現会議の開催について

令和3年10月15日
新しい資本主義実現本部決定

1. 趣旨

新しい資本主義実現本部の下、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現していくため、それに向けたビジョンを示し、その具体化を進めるため、新しい資本主義実現会議（以下「会議」という。）を開催する。

2. 構成

会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、構成員の追加又は関係者の出席を求めることができる。

議長 内閣総理大臣

副議長 新しい資本主義担当大臣、内閣官房長官

構成員 財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣その他内閣総理大臣が指名する国務大臣及び内閣総理大臣が指名する有識者

3. 運営等

(1) 会議の庶務は、内閣府の助けを得て、内閣官房において処理する。

(2) 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。